

# 広域水道事業料金単価算定の概要について

《宮城県企業局》

## 1 基準

地方公営企業法第21条第2項に基づき設定する

公正妥当なものであること

原価主義に基づくものであること

企業の健全な運営を確保するものであること

## 2 料金の算定

### イ 基本事項

#### 統一料金制

料金は統一する。これは広域水道事業の公共性が高いことによる。地区別料金、水系別料金といった特別な設定は行わない。

#### 料金区分制

計画一日最大給水量(最終水量)に基づく基本料金と使用水量に基づく使用料金とに区分する。この手法は、給水開始時から最終水量に至るまでの使用水量の伸びには受水市町ごとに大きな開きがあるので、施設建設に充てた企業債の償還費用などのような最終水量(市町ごとの割合は一定)に対応しているものまで含めた全ての費用を使用水量(市町ごとの割合は年度ごとに変化)で割り戻すことになる単一料金制(=使用料金のみ)にすると市町村ごとの負担に不公平が生じる、という観点から採用してきている。

#### 責任水量制

年間給水量が年間責任水量(年間契約水量の80%)に満たない場合は、年間責任水量を使用水量として使用料金を徴収する。これは安定した経営とするため見込んだ収入を確実に得る必要があることによる。

□ 料金算定式

基本料金

給水量の多少に関係なく必要な固定的経費に対応するもの。最終水量の割合により賦課する。

$$\text{基本料金(円/m}^3\cdot\text{1ヶ月)} = \frac{\text{固定的経費(円)}}{\text{最終水量(m}^3\text{)} \times 12(\text{ヶ月/年}) \times \text{料金算定期間年数(年)}}$$

使用料金

給水量に応じて必要な変動的経費に対応するもの。

$$\text{使用料金(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{変動的経費(円)}}{\text{料金算定期間内給水量(m}^3\text{)}}$$

固定的経費と変動的経費の配分

料金で回収する経費のうち薬品費と動力費は給水のために必要なものであるため、全て変動的経費とする。残りの経費については、2 - イ - のとおり分けることとなる。その方法は、建設した大部分の施設が最終水量に基づいている一方で、当面の給水がその施設の一部を水量の割合で使用しているとみなすことにより、使用している水量比を変動的経費とし、残りの分を固定的経費としてそれぞれ配分する。算式は次のとおりとなる。

1) 固定的経費

$$\text{固定的経費} = \{ \text{料金で回収する経費} - (\text{薬品費} + \text{動力費}) \} \times \left( 1 - \frac{\text{料金算定期間内給水量}}{\text{料金算定期間内最終水量}} \right)$$

2) 変動的経費

$$\begin{aligned} \text{変動的経費} = & \{ \text{料金で回収する経費} - (\text{薬品費} + \text{動力費}) \} \times \left( \frac{\text{料金算定期間内給水量}}{\text{料金算定期間内最終水量}} \right) \\ & + (\text{薬品費} + \text{動力費}) \end{aligned}$$

## 八 料金の算定

### 料金算定期間

5年間を目安とし、県と受水市町村とが協議して決めている。

### 水量

年度毎の1日最大給水量について県と受水市町村との間で覚書を交わして決める。10年先までを見込んだ水需要調査を概ね5年毎に行い見直す。水需要調査は次期料金改定の前に行う。

#### 1) 料金算定期間内給水量

期間内契約水量総量（覚書の水量から算出）× 80%

#### 2) 料金算定期間内最終水量

計画1日最大給水量（最終水量）× 料金算定期間内日数